

いわゆる谷間世代への一律給付実現を求める会長声明

1 司法修習は、三権の一翼たる「司法」の担い手を養成する制度であり、国は、日本国憲法施行後、現行の司法修習制度を採用し、司法修習生に対し修習専念義務（兼職の禁止）や守秘義務等の職務上の義務を課す一方、給費を支払ってきた（給費制）。

ところが、2011（平成23）年11月に給費制が廃止され、生活費等を必要とする司法修習生に対し金銭を貸与する制度（貸与制）が導入された。これにより、司法修習生は自己資金や貸与金によって生活しながら司法修習に専念しなけられなくなった。

その後、貸与制が見直され、2017（平成29）年からは司法修習生に対し一定額を給付する修習給付金制度が創設されたことにより、不十分ながらも司法修習生に対する経済的給付が再開した。もともと、かかる制度創設によっても、2011（平成23）年11月から2016（平成28）年までの間に司法修習を受けた新65期から70期の司法修習生に対しては何らの措置も講じられなかったことから、かつての給費制と現在の給付金制度との「谷間」に無給の世代（いわゆる「谷間世代」）を残すという制度的な不備が生じてしまった。

2 このいわゆる「谷間世代」とされる新65期から70期司法修習生は約1万1000人、全法曹の4分の1に及ぶが、他の世代の司法修習生と比して不公平・不平等な状態におかれていることは明白である。

これを受けて当会は、2019（平成31）年2月25日、「貸与制期間中に司法修習を受けた者に対する適切な措置を求める会長声明」を発出したものの、国においては今日まで何らの措置も講じられていない。

3 この問題は司法の場でも指摘されており、給費制廃止の違憲無効を訴えた名古屋高等裁判所2019（令和元）年5月30日判決では、違憲無効の主張は認められなかったものの、従前の司法修習制度の下で給費制が果たした役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならないものであって、谷間世代の多くが、貸与制の下で経済的に厳しい立場で司法修習を行い、貸与金の返済も余儀なくされているなどの実情にあり、他の世代の司法修習生に比し、不公平感を抱くのは当然のことであると思料され、例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは立法政策として十分に考慮に値するのではないかとの言及がなされている。

また、日本弁護士連合会及び全国各地の弁護士会は、2021（令和3）年から、国会議員に向け谷間世代の問題を訴え「谷間世代への応援メッセー

ジ」を寄せてもらう運動に取り組み、今日までに全国会議員数の過半数を超える議員から応援メッセージが寄せられるに至っており、速やかな立法府の判断が求められる。

- 4 よって、当会は、改めて、国に対し、谷間世代のおかれた不公平・不平等な状態を是正するため、速やかに、国による谷間世代への一律給付を実現するよう求める。

令和5年5月15日

徳島弁護士会

会長 梶野正寛